

教育映像等審査のしおり

平成 19 年 5 月

文部科学省生涯学習政策局

参事官（学習情報政策担当）付 メディア係

【TEL 03－5253－4111（内線2417）】

【URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/movie/main9_a1.htm】

教育映像等審査のしおり

1. 目 的

文部科学省では、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」といいます。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するために、教育映像等審査規程（以下「審査規程」といいます。別紙1）に基づいて映像作品等の審査を行っています。

2. 審査対象

- （1）映画、ビデオテープ、DVD、CD及び紙芝居を対象とします。
- （2）興行場等において一般公開される映像作品は、一般公開前であること、また、市販又は無料配布される作品は、市販又は無料配布前であることとします。

3. 選定方法

- （1）選定は、文部科学省が学識経験者による審査会の意見を聴いて行います。
- （2）審査は、作品の利用対象ごとに、教育映像等審査規程第4条に定める基準に照らして教育上価値が高く、審査規程第5条に定める留意事項に支障がないと認められた作品を「文部科学省選定」、特に優れたものを「文部科学省特別選定」とします。

4. 申請手続き等

（1）申請手続き

- ① 申請の際は、審査規程に基づいて申請して下さい。
- ② 申請書は原則として、完成した映像作品等及び作品の内容を説明する資料（20部）と併せて提出して下さい。なお、一般公開する作品は、完成日又は公開日が決定した時点でも申請を受け付けます。
- ③ 申請書は、別紙2、3の様式を利用して下さい。
- ④ 申請に当たっては、著作権処理を済ませて下さい。
- ⑤ DVD、CDの申請の際は、階層を説明したもの（階層図等）を添付して下さい。
- ⑥ DVD、CD等に本編以外の情報がある場合には、映像作品（頒布する形態のもの）を2本提出して下さい。又、その内容を説明したものを添付して下さい。
- ⑦ 審査対象から外れている場合、もしくは審査が困難であると判断されるものについては、申請を受理しない場合があります。
- ⑧ 35ミリフィルム映画については、フィルム100メートル当たり210円の手数料を審査日に納付して下さい。

（2）ビデオテープ、DVD、CD(以下「教育ビデオ等」といいます。)の申請時の取扱い

① 審査範囲等

- ・審査範囲は、原則として、本編・日本語とします。日本語以外の言語が教材の主たる内容を構成する場合は、申請者と相談の上、審査範囲を決定します。

② 審査の対象外とするもの

- ・特定の流派にかかわるもの、特定の人の実技等により製作されたもの及び特定の演奏、講演、手術や治療法などを記録したもの。
- ・テキストとの併用を前提に製作されたもの。
- ・特定の教科書のための補助教材として製作されたもの。
- ・市販又は頒布時において最小単位のパッケージ（以下「パッケージ」といいます。）に収められた本編の収録時間が2時間を著しく越えるもの。
- ・DVD・CDのうち、素材データベース、学習者との対話型（インタラクティブ）等、審査が困難であると判断されるもの。
- ・参考資料とあわせて市販又は無料配布されるもの。
- ・審査の対象となる本編以外に同一の記録媒体に収められている情報が全体の1／3以上を占めるもの。

③ 留意事項

- ・シリーズ構成のものについては、市販又は無料配布の形態に応じて申請方法を担当と相談して下さい。
- ・パッケージに収められた複数の本編については、一体のものとして審査するものとします。
- ・本編以外の情報について問題がある場合には、申請者に対し改善を要請し、これが受け入れられない場合には、審査を行わないものとします。

5. 審査

（1）映像作品等の審査別分類

映像作品等の審査は、映像作品等の種別及び各教科等の区別に応じて行います。

（2）映像作品等の対象別、教科等の分類

- ① 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」は、その作品に応じ、次に掲げる対象別、教科等の分類に従って行います。

- ・学校教育の教材とするもの・・・幼稚園幼児向き
小学校低学年児童向き
小学校中学年児童向き
小学校高学年児童向き
中学校生徒向き
高等学校生徒向き
- ・社会教育の教材とするもの・・・幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き
- ・一般劇映画、一般非劇映画・・・幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き
家庭向き

- ② 教科等の分類は、学校教育については学習指導要領をもとに行います。

（3）審査日の決定

原則として申請受付順に審査を行います。審査日が決定次第、申請者に連絡します。

（4）審査結果の通知

審査結果については、文書により申請者に通知します。

6. 「文部科学省選定」等の表示

表示する場合は、以下の事項を記載します。

- ・「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
- ・対象別・教科等別
- ・選定の年月日
- ・記録媒体の種別(当該種別以外の種別の記録媒体（例：映画→DVD）により頒布する場合に限ります。)
- ・審査範囲（教育ビデオ等に限ります。)

7. 広 報

- (1) 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、毎月その題名・内容等をまとめた「選定一覧」を文部科学省Webサイト (<http://www.mext.go.jp/>) に掲載します。
- (2) 申請者は、選定等とされた旨を、パンフレット、ポスター等に記載することができます。

8. 選定後における注意事項

- (1) 選定後、異なる記録媒体で頒布する場合には、選定の年月日及び記録媒体の種別を明示して下さい(審査規程第10条)。
- (2) 選定映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、別途手続をして下さい(審査規程第10条2項)。
- (3) 映像作品等の内容を変更すると選定が無効となります(審査規程第11条)。

教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）

〔最近改正〕 平成十九・五・九・文部科学省令第十九号

（目的）

第一条 文部科学大臣は、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」という。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するために、この規程に基づいて審査を行う。

（申請）

第二条 映像作品等の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に審査を受けようとする映像作品等を記録した記録媒体を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。

一 記録媒体の種別及び規格

二 題名（外国の映像作品等の場合は、原名を併記する。）

三 申請者の住所及び氏名又は名称（外国の映像作品等の場合は、国内における取扱者の住所及び氏名又は名称）

四 製作年月日

五 映像作品等の概要

2 審査を受けようとする映像作品等が映画である場合には、申請者は、その映画が七十ミリメートル映画フィルムのものにあつてはその映写に要する施設を確保するとともにその経費を負担するものとし、三十五ミリメートル映画フィルムのものにあつてはフィルム百メートルごとに二百十円の映写手数料を納付するものとする。

3 前項の規定により納付した映写手数料は、いかなる場合においても返還しない。

（審査）

第三条 文部科学大臣は、前条の申請を受けたときは、学識経験者の意見を聴いて、審査を行うものとする。

（審査の基準）

第四条 審査は、申請された映像作品等のもつ教育上の価値を主とし、次に掲げる基準に従つて行う。

一 内容について

イ 正確なものであるか。

ロ 信頼できるものであるか。

ハ 時代の進歩に応じているものであるか。

ニ 心身の発達段階に応じて理解しうるものであるか。

- ホ 生活、経験及び興味に即しているものであるか。
- ヘ 経験領域を拡充し、豊かにするものであるか。
- ト 思考力及び批判力をかん養するものであるか。
- チ 教養を高め、生活の向上に資するものであるか。
- リ 豊かな情操を養うものであるか。
- ヌ 倫理性を高めるものであるか。
- ル 学校教育用教材については、幼稚園教育要領又は学習指導要領に示されている教育課程に対する配慮がなされているか。

二 表現について

- イ 意図しているものが表現されているか。
- ロ 画面が鮮明であるか。
- ハ 色彩が適切であるか。
- ニ 用語が平易かつ妥当であるか。
- ホ 解説に頼りすぎているか。
- ヘ 解説と画面の結合が適切であるか。
- ト 録音が適切であるか。
- チ 紙芝居にあつては、紙質及び印刷が適切であるか。

三 その他

操作が容易であるか。

第五条 映像作品等の審査にあつては、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項についても留意するものとする。

- 一 風教上好ましくないものではないか。
- 二 商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものではないか。
- 三 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすおそれのあるものではないか。
- 四 その他中正を欠く意図が感じられるものではないか。

(審査の結果)

第六条 審査の結果、第四条の基準に照して教育上価値が高く、かつ、前条各号について支障がないと認められたものは文部科学省選定とし、そのうち特にすぐれたものは文部科学省特別選定とする。

2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。

- 一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園幼児向き、小学校低学年児童向き、小学校中学年児童向き、小学校高学年児童向き、中学校生徒向き又は高等学校生徒向きの別
- 二 社会教育の教材とするものについては、幼児向き、少年向き、青年向き又は成人向きの別
- 三 一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

第七条 映像作品等の審査を行つた場合には、その結果を申請者に通知するものとする。

第八条 文部科学省選定又は文部科学省特別選定となつた映像作品等（以下「選定教育映像等」という。）については、内容及び利用上の注意等を付記して公表する。

2 前項の場合には、必要に応じ、その教科、学年及び学習指導要領に示されている内容項目等についてもあわせて示すものとする。

第九条 選定教育映像等とされなかつた映像作品等については、審査の結果を公表しないものとする。

第十条 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨を表示する場合には、文部科学省選定又は文部科学省特別選定の別、第六条第二項に規定する対象別、選定の年月日及び審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限る。）を明示するものとする。

2 前項に規定する場合において、申請者が選定教育映像等とされた映像作品等を当該映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、文部科学大臣にその内容を申告し、第五条各号に掲げる事項について確認を受けるものとする。
（内容の変更）

第十一条 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該選定の効力は失われるものとする。

（選定の取消し）

第十二条 文部科学大臣は、選定教育映像等が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

- 一 第四条の基準に照らして教育上価値が高いと認められなくなつたとき。
- 二 第五条各号のいずれかについて支障があると認められるとき。
- 三 その他文部科学大臣が特に必要があると認めるとき。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和三二・一〇・一六・文部省令第一九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和四七・三・二四・文部省令第七号〕

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 〔昭和四八・三・二九・文部省令第一号〕

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に第二条の規定による廃止前の文部省試写室使用規程第四条の規定により教育映画等審査規程の規定に基づく教育映画等の審査を受けるための試写室の使用料を納付した者は、第一条による改正後の教育映画等審査規程第二条第二項に規定する映写手数料を納付したものとみなす。

附 則 〔平成元・三・二九・文部省令第九号〕

この省令は、平成元年四月一日より施行する。

附 則 〔平成二・四・三・文部省令第九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二・六・二十九・文部省令第二十一号〕

この省令は、七月一日から施行する。

附 則 〔平成二・九・十一・文部省令第二十二号〕

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十八日から適用する。

附 則 〔平成九・三・十八・文部省令第二号〕

この省令は、四月一日から施行する。

附 則 〔平成十二・十・三十一・文部省令第五十三号〕

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

この省令は、公布日から施行する。

附 則 〔平成十七・四・一・文部科学省令第三十号〕

この省令は、公布日から施行する。

附 則 〔平成十九・五・九・文部科学省令第十九号〕

教 育 映 像 等 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の作品の審査を申請します。

申請者 住 所 〒

氏名(名称)

代 表 者 名

印

電 話 番 号

担 当 者 名

E - m a i l

記

題 名 (原 名)											
製 作 者		自主製作 受注製作 (発注者等)									
完成年月日						市販年月日					
種 別 及 び 規 格	映 画	8ミリ ・ 16ミリ ・ 70ミリ ・ その他 ()									
		メートル ・ 上映時間 時間 分									
		カラー ・ 白 黒 , スタンドアード ・ シネスコ									
	DVD	収録時間：合計 時間 分 (うち本編 時間 分)									
	CD	階層：別紙添付 (様式任意)									
	ビデオテープ	収録時間 時間 分 , カラー ・ 白 黒									
	スライド	フィルム ・ 一コマ ・ オートスライド									
		コマ , カラー ・ 白 黒									
	紙芝居	枚									
本編以外の情報		有 ・ 無 *有の場合は内容について別紙添付 (様式任意)									
作品紹介文		(80字程度)									
利 用 対 象	学 校 教 育						社 会 教 育				
	幼 稚 園	小 学 校			中 学 校	高 等 学 校	幼 児 向 き	少 年 向 き	青 年 向 き	成 人 向 き	
		低 学 年	中 学 年	高 学 年							
教 科 等											
利 用 方 法											
テ キ ス ト 参 考 資 料		有 無				著 作 権 処 理		処 理 未 処 理			

*利用対象は複数可。

別紙 3

教 育 映 像 等 審 査 申 請 書 (3 5 ミリフィルム用)

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の作品の審査を申請します。なお、映写手数料 円は下記審査日に納付します。

申請者 住 所 〒

氏名(名称)

代表者名

印

電話番号

担当者名

E - m a i l

記

題 名 (原 名)					
製 作 者			完成年月日		
著作権処理	処理済	・ 未処理	公開年月日		
規 格	3 5 ミリ ・ スタンダード ・ ビスタビジョン ・ シネマスコープ ・ その他 ()				
	カラー ・ 白 黒				
	メートル , 上映時間 時間 分				
分 類	劇映画 ・ 非劇映画				
作品紹介文	(80字程度)				
利用対象	幼児向き	少年向き	青年向き	成人向き	家庭向き

*利用対象は複数可

【審査日】平成 年 月 日 (記入不要)

検印		収入官吏印	
----	--	-------	--